

0 5 . 1 1

中断又は中止中に行われた手続の取扱い

受継又は続行の申立者がその申立て（出願人名義変更届により受継の申立てをなす場合も含む。以下同じ。）の時点において、中断又は中止中に当事者又は特許庁が行った手続（以下「中断中の手続」という。）の効力について争わないときは、中断中の手続の無効又は取消しを主張することは認めないこととする。

（説明）

当事者の死亡、合併又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定等により当事者の手続は中断する（特24条^{*1}において準用する民訴法124条（1項6号を除く。）、会社更生法53条において準用する同法52条1項等）。そして、中断した手続は当事者の承継人又は管財人等の手続を受け継ぐべき者がこれを受け継ぐことができ、これらの者からの受継の申立てによって中断は解消して、手続の進行が再開されることになる（特24条^{*1}において準用する民訴法132条2項、会社更生法53条において準用する同法52条2項等）。

次に、中断中に当事者又は特許庁が行った手続は欠陥のあるものとなるが、そもそも、手続の中断は本来公益的なものではなく、当事者の保護に立脚した制度であることに鑑みれば中断中になされた行為は、当然に無効となるものではないと解すべきである。

したがって、手続を受継した者（承継人又は管財人等）があえてその欠陥についてとがめることなく、そのまま手続行為を積み重ねたときは、その欠陥は補正されたものとみるべきである（参考—民訴法90条）。

なお、中止についても同様と解する。

（改訂平成23・11）

^{*1} 特24条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項（商附則23条において準用）において準用